

## 令和5年度監査計画

逗子市監査委員規程第3条の規定に基づき、次のとおり令和5年度監査計画を策定する。

本市の財政は、財政対策プログラムを経て状況が好転し、ここ数年の決算では財政指標、収支の黒字幅、財政調整基金の残高等それぞれの数値が健全化の効果を示すものとなった。この間監査制度においても地方自治法改正による大変革を迎え、より質の高い監査の実施を指向し、業務改善のための一助となるよう努めてきた。今後もこの流れを維持しつつ、様々な課題解決に向けた支援をするために、本市の監査も随時見直しを行いながらアップデートし続けなければならない。

一般的に監査とは、組織の運営に関し価値を保証（アシュアランス）し、又改善を促すこと（コンサルティング）がその使命であり、監査委員監査に置き換えれば、地方自治法第1条の2の「住民の福祉の増進」という目的を達成するためにその使命を担っていることとなる。この監査本来の役割を絶えず念頭に置き、次の方針をもって年間の監査等を実施するものである。

### 監査等基本方針

- 1 監査等の結果をリスクマネジメントや業務改善に役立てるようフィードバックする。
- 2 これまでの監査の中心であった正確性、合規性から、3E（経済性、効率性、有効性）へと観点を広げる。
- 3 リスクを識別、評価し、監査等の実施に反映する
- 4 内部統制の整備状況から依拠できる程度を判断し、監査等の実施に反映する。

### 監査等重点項目

上記の基本方針から次のとおり重点項目を定める。

- (1) 是正又は改善を求めた事項のフォローアップ
- (2) 事業のコスト最適化に向けた3Eでの考察
- (3) 内部統制の不備に対する対応
- (4) リスクの分析と整理
- (5) 全庁的なリスクの共有
- (6) 結果と措置状況の公表による情報提供

## 年間計画・実施計画

監査等は、年間計画及び実施計画に基づき実施する。計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は実施過程で、事前のリスクの評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜当該計画を変更し、実施する。

## 実施する監査等

### (1) 例月出納検査(地方自治法第 235 条の2第1項)

一般会計、特別会計及び公営企業会計分の現金の出納検査を実施する。

#### ア 検査対象

一般会計・特別会計・公営企業会計の検査月前月分の現金の出納

#### イ 検査日

原則として毎月 25 日に実施

### (2) 定期監査(地方自治法第 199 条第4項)

市が執行する財務に関する事務の執行及び市が経営する事業の管理を対象として、正確性及び合規性の観点から、財務に関する数値は正確か、法令等に則って適正に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性についても重視して実施する。

#### ア 監査対象

経営企画部、総務部、教育部、小中学校の所管部分

#### イ 実施時期

別に定める

### (3) 公営企業会計決算審査(地方公営企業法第 30 条第2項)

公営企業会計決算について関係書類の計数が正確であるか、予算執行、財産の管理等が適正かつ効率的であるか等について、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえ、一体的に審査する。

#### ア 審査対象

令和4年度下水道事業会計決算

#### イ 実施時期

6月上旬～8月中旬

(4) 一般会計・特別会計決算審査(地方自治法第 233 条第2項)

一般会計・特別会計決算について関係書類の計数が正確であるか、予算執行、財産の管理等が適正かつ効率的であるか等について、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえ、一体的に審査する。

ア 審査対象

令和4年度一般会計決算並びに国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業特別会計決算

イ 実施時期

6月下旬～8月中旬

(5) 健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第 22 条第1項)

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

ア 審査対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

イ 実施時期

7月下旬～8月中旬

(6) 行政監査(地方自治法第 199 条第2項)

事務の執行が法令に適合し、正確で、かつ経済性、効率性、有効性についても問題がないかを着眼点として実施する。

ア 監査対象

行政財産の目的外使用許可事務

イ 実施時期

別に定める